

「学校デジタル図書館」に国の関与が必要な理由

1. 憲法が、「国が義務教育を無償で国民に提供する」旨を規定している趣旨に鑑み、国は、地方公共団体に対し、学校図書館に必要な図書購入費を、毎年度、地方交付税として交付し、学校図書館を整備している。

この図書購入費は、各自治体へは、一般財源の地方交付税として措置されており、各自治体の判断で、必要な図書購入に充てられている。

2. 「学校デジタル図書館」は、紙の本の蔵書購入から電子本の利用料に転換することで、紙に比べ、はるかに多くの図書の利用が可能であり、また、障がいを持つ皆さんの読書が容易になるなど、読書バリアフリー環境を拡大できるなど、多くのメリットがある。

何よりも、現在の学校図書館は、地域格差、学校格差が著しいが、「学校デジタル図書館」は、この格差を是正できる。

3. 多くのメリットをもつ「学校デジタル図書館」は、現行の地方交付税に、電子本を追加することで実現できる。

これから電子本の普及が予想されるなか、多くのメリットのある「学校デジタル図書館」について、国が関与せず、学校図書環境の充実を、紙の本のみに限定することに、合理的な理由を見出すことができない。

また、良質な電子本の普及は、「学校デジタル図書館」が定着することで、一層可能となる。

4. 以上の理由から、「学校デジタル図書館」について、国が積極的に関与し、その普及定着を図ることが求められている。

「ユニバーサルな教育」の実現を図ることは、国の責務である。「学校デジタル図書館」は、まさに「ユニバーサルな教育」の実現に資するものである。

